

## 博士弟子制度と太学の結びつきに関する一考察

深川 真樹

### はじめに

元朔五年（紀元前一二四年）、中国における高等教育制度の濫觴であり、また漢代における儒学の隆盛と深く関わったとも考えられている、博士弟子制度が創始された。<sup>(1)</sup>この制度の設計や目的、歴史的展開などはこれまでも論じられているが、本稿では関係する先行研究を参照しつつ、博士弟子制度と太学の結びつきについて若干の考察を試みたい。

太学とは古代中国の最高学府であり、一般に、漢代において太学と博士弟子制度とは不可分で、太学という教育機構の具体的な制度が博士弟子制度であったとされる。『東觀漢記』や『後漢書』に見える太学関係の記述からは、確かにそのことが窺われる。しかし、博士弟子制度が始まった当初から太学と一揃いで考えられていたかどうか

ついでには、疑問がある。『漢書』武帝紀賛に武帝が「太學を興し」たとされているもの<sup>(2)</sup>、『史記』儒林列伝と『漢書』武帝紀・儒林伝に収められた、博士弟子制度の創始に関わる武帝の詔書と公孫弘の上奏文では、太学について全く触れられておらず、その創始と同時代の史料である『史記』にも博士弟子制度と太学を関連づける記載は一切ない。また『漢書』董仲舒伝所載の「賢良対策」に太学設立の建議があり、同伝では漢朝が「學校の官を立てたのは「仲舒自り之を發」したとされるが<sup>(3)</sup>、その史的信憑性には現代の学者からの批判がある<sup>(4)</sup>。

管見の及ぶ限り、草創期の博士弟子制度と太学との関係を正面から論じているのは、高明士氏の研究だけである。高氏は、「太學」という教育機構は元朔五年の時点で存在せず、王莽輔政期である平帝の元始四年（四年）以降に完成したとする。そしてこのことを前提として、なぜ博士弟子制度の創始は班固や後の人々に「太學を興し」たとされたのかという問いを立て、それはその創始が直接的には董仲舒の対策の実現、間接的には古制の継承と見なせたからだ<sup>(5)</sup>と説明する。前漢期に建築物としての太学がなかったという説は古くからあった<sup>(6)</sup>。王莽輔政期は礼制や学制が整備された時期であり、他の多くの制度と同じく太学もこのころ一定の完成を見たというのは、大いにありそうなことである。また『漢書』董仲舒伝の内容からすれば、武帝が董仲舒の建議を採用し、教化を目的とした古制である太学を振興したと班固が考えていたのは、間違いな<sup>(7)</sup>であらう。

漢朝に太学が存在することは、博士弟子制度と太学の思想上の結びつきを必要条件としたはずである。王莽による学制の整備において、博士弟子制度と太学が不可分の関係にあることは、すでに当然の前提であった<sup>(7)</sup>。ならばその前提はいつ形成されたのか。武帝の詔書や公孫弘の上奏文で博士弟子制度は太学と結びつけられていないが、字

面に現れていないだけで、両者は当初から一揃いで見られていたのだろうか。それとも博士弟子制度が運用されていく中で、結びついたのであろうか。高氏はこの問題について論じていないが、その検討は、博士弟子制度そのものや漢代における儒学の興隆について考えるのに、意義あることのように思われる。そこで本稿では、まず元朔五年の博士弟子制度の目的や設計を確認した後、思想的な視角から博士弟子制度と太学との関係について検討する。その上で、博士弟子制度と太学がいつ、どのように結びついたのか推定してみたい。

## 一、博士弟子制度の設計と目的

博士弟子制度はまず勸学興礼を命じる詔書が発せられ、それに応えた公孫弘の上奏文が武帝に裁可されることで、成立したものである。『史記』儒林列伝と『漢書』儒林伝に公孫弘の上奏文が収められ、文中に詔書が覆奏されている。また『漢書』武帝紀に武帝の詔書が単独で収められている。この詔書と上奏文はいずれも草創期の博士弟子制度についての重要な史料であり、それらを詳細に分析し突っ込んだ議論をしているのは日本の東洋史研究者で、優れた研究が存在する。<sup>(8)</sup>ここではそうした研究を参考にしながら、草創期の博士弟子制度の設計と目的について見ていきたい。以下にまず武帝の詔書と公孫弘の上奏文の全文を示す。テキストは基本的に『史記』儒林列伝によることとする。

(A) 制に曰く、蓋し聞く、民を導くに禮を以てし、之を風するに樂を以てす。婚姻は、居屋の大倫なりと。今禮廢れ樂崩れたり、朕甚だ焉を愍しむ。故に詳かに天下の方正博聞の士を延き、咸諸を朝に登ぐ。其れ禮官

をして學を勧め議を講じ、洽く聞きて禮を興し、以て天下の先と爲らしめん。太常議して、博士の弟子と郷里の化を崇び、以て賢材を廣めよと。<sup>(9)</sup>

(B) 謹みて太常臧・博士平等と議して曰く、

(a1) 聞く、三代の道、郷里に教有り。夏に校と曰ひ、殷に序と曰ひ、周に庠と曰ふ。其の善を勸むるや、之を朝廷に顯はし、其の惡を懲らすや、之に刑罰を加ふ。故に教化の行はるるや、首善を建つること京師より始まり、内より外に及ぶと。今陛下、至徳を昭らかにし、大明を開き、天地に配し、人倫に本づき、學を勸め禮を脩め、化を崇び賢を厲まし、以て四方を風す、太平の原なり。古は政教未だ洽からず、其の禮を備へず、<sup>(a2)</sup> 請ふ舊官に因りて焉を興さん。博士の官の爲めに弟子五十人を置き、其の身を復せん。太常、民の年十八已上、儀狀端正なる者を選びて、博士の弟子に補せん。郡國の縣道邑に文學を好み、長上を敬し、政教を肅み、郷里に順ひて、出入に聞く所に悖かざる者有らば、令相長丞、屬所の二千石に上げん。二千石謹みて可なる者を察し、當に計と偕に太常に詣らしめ、業を受くるを得ること弟子の如くす。一歳にして皆輒ち試み、能く一藝に通ずる以上は、文學掌故の缺に補せん。其の高第にして以て郎中と爲す可き者は、太常籍して奏せん。即し秀才異等有らば、輒ち名を以て聞せん。其れ學を事とせず、若しくは下材、及び一藝に通ずる能はざるは、輒ち之を罷めん。而して請ふ諸の稱はざる者は罰せん。

(b1) 臣謹みて詔書律令の下れる者を案ずるに、天人の分際を明らかにし、古今の義に通じ、文章爾雅、訓辭深厚にして、恩施甚だ美なり。小吏淺聞にして、究め宜くこと能はず、以て明らかに下に布き諭すこと無し。

禮を治め次いで掌故を治め、文學禮義を以て官と爲して、留滯を選さん。

(b2) 請ふ其の秩比二百石以上、及び吏百石一藝に通ずる以上を選択して、左右の内史・大行の卒史に補せん。

比百石已下は、郡太守の卒史に補すること、皆各おの二人、邊郡に一人にせん。先づ誦多き者を用ひん。若し足らずんば、乃ち掌故を擇びて中二千石の屬に補せん。文學掌故は、郡屬に補して、員に備へん。

(c) 請ふ功令に著さん。佗は律令の如くせん<sup>(11)</sup>。

(A) 以下は武帝の詔書、(B) 以下は公孫弘の上奏文である。上奏文の主な内容のうち、(a1) は博士弟子制度提言の前置き、(a2) はその具体設計、(b1) は屬吏遷任規定提言の前置き、(b2) はその具体設計となっている。武帝が「郷里の化」のため対策を講じるよう命じ、その対策として公孫弘が博士弟子制度と屬吏遷任規定を提言したというのが、全体の構造である。

まず (a2) で示される博士弟子制度の具体設計から見よう。先行研究も参照して補えば、その草創期の具体設計は以下のものであった。すなわち、博士に五十人の弟子を置き、徭役を免除するが、その五十人は、太常がその管轄する五つの陵県(長陵・安陵・霸陵・陽陵・茂陵)から、それぞれ十人ずつ品行の良い者を選ぶ<sup>(12)</sup>。それとは別枠で、郡や国に品行の良い者がいれば、その者のいる県・道・邑の長官や次官が所轄の郡・国の長官に推挙し、郡・国の長官が適格だと判断すれば、その者を中央へと送る。こうして選ばれた者たちは、博士により經典を朗詠し説明する能力を試され、この一種の入学試験に通ると、博士弟子として採用される<sup>(13)</sup>。太常に選ばれたか郡・国に選ばれたかに関わらず、それらの学生たちは徭役を免除され、博士の下で一年のあいだ儒学の經書を学んだ後、登用試

験でもある卒業試験を受け、成績によって官職が与えられる。一經以上に通じたものは文学掌故、優秀な者は郎中とするが、特に優秀な者はその名を皇帝に報告し、より高い官職に就ける。学習しなかった、または能力が低い、あるいは一經にも通じられなかった者は罷めさせ、教授を怠った博士、ふさわしくない者を推薦した太常や郡・国の責任者は罰する。<sup>(16)</sup>

武帝期に以上のような制度が実際に運用され始めたのだが、続いてその目的について見ていこう。博士弟子制度は「郷里の化」のため対策を講じよという武帝の命に依じて提言されたのであるから、必然的に教化が目的だったことになる。このことは博士弟子制度提言の前置きからも確認できる。すなわち(a1)の内容から、その制度は「四方を風す」ること、つまり万民の教化を目的として創始されたのが明らかである。

その背景には、礼楽や人倫による教化で民衆の好悪や善悪判断のもととなる各地の風俗を美善にし、社会や国家の秩序を維持すべきだという儒家の政治思想が前提としてあった。<sup>(17)</sup> (b1)によれば、元朔五年当時「古今の義」、すなわち武帝の詔書で言われる「民を導くに禮を以てし、之を風するに樂を以てす」という原則にもとづいた「詔書律令」が發布されていたが、十分に実行されてはおらず、公孫弘の見立てでは、それは「明らかに下に布き論す」人材、すなわち教化による風俗の改善という中央の意図を理解し、実行する人材が不足していたからであった。<sup>(18)</sup> (b1)はこうした状況を打破すべく提言される、(b2)の属吏遷任規定の前置きで、博士弟子制度と直接の関係はない。しかし博士弟子制度創始の目的も万民の教化だったことからすれば、(b1)に示された地方統治に関する現状理解は、博士弟子制度提言の前提でもあったはずである。つまり各地の風俗を改善すべく教化に従事する人材を確保するた

めに、博士弟子制度は創始されたのだと見てよい。

また、万民を教化し風俗を改善する手段として、賢者には爵禄を与えて善を勧め、よこしまな者には刑罰を加えて悪を懲らすというのが、当時の儒家の共通認識となっていた<sup>(19)</sup>。このゆえに「首善を建つこと京師より始まり、内より外に及ぶ」という三代の盛世をモデルとして、京師長安の付近にあった太常管轄の陵県から優先的に五十人を選んで博士弟子とし、試験の後に登用するという上述の規定が案出されたのだと考えられる。

以上より、礼楽や人倫による教化を担う人材を確保するため、博士の弟子を官選し、儒家の経書を学ばせて礼楽や人倫に習熟させ、それらの学生を試験の後に官吏として登用するというのが、博士弟子制度の基本設計であったことがわかる。一般に、この制度の創始と太学の建設とが同一視されているのだが、武帝の詔書や公孫弘の上奏文に「太學」や「大學」といった言葉は用いられておらず、その創始と同時代の史料である『史記』にも博士弟子制度と太学を関連づける内容は存在しない。では、博士弟子制度は始まった当初から太学と結びついていたのであるうか。

## 二、漢初以前の太学観と草創期の博士弟子制度

ここでは漢初以前の太学観と草創期の博士弟子制度との関連について考えてみたい。太学は武帝期より前の文献にもしばしば現れている。太学に言及する古い文献は年代確定の難しいものがほとんどで、それらによって太学観を通時的に追うのには無理があるが、武帝期までに存在した太学観ならば、ある程度は窺えるはずである。そこで

草創期の博士弟子制度と太学との関連を示す史料がないならば、その関連を思想史的な視角から調べてみようといふのが、本節の狙いとなる。太学については礼学に細かい議論があるが、そうした議論は漢初にはなかったもので、ここではそれに立ち入らず、太学に言及する古い文献のテキストに即して太学観を探っていく。具体的には、漢初までの文献に現れる「太学」と、それと互用される「大學」の用例から太学観を捉え、上述した博士弟子制度の設計や目的と比べる。ただ「賢良対策」の太学構想については、節を改めて詳しく検討することにした。

太学の性質を端的に示す『荀子』の記載から見よう。『荀子』大略は万民を養つて富まし、教え導くことが王者の仕事だと論じる中で太学（大学）に言及し、「大學を立て、庠序を設け、六禮を脩め、七教を明らかにするは、之を道く所以なり。」<sup>(21)</sup>と述べる。この「大學」と「庠序」は「民の性を理むる」<sup>(22)</sup>ための一種の学校、<sup>(23)</sup>より詳しく言えば、王者が天下を治め、秩序を保つために設立した、道徳を教える機構である。『孟子』滕文公上で「庠」は周代の、「序」は殷代の学校の名称とされているが、『荀子』では「庠序」が時代で区別されておらず、「大學」も「庠序」も同じ王者が設立するものと考えられているようである。

こうした「大學」や「庠序」に関するより詳しい論述が、『礼記』学記にある。「学記」によれば、人は学ばなければ道を知らないので、古代の王者は建国して万民の君主となった時、教えて学ばせるのを第一の仕事とした。『荀子』とも共通するこうした認識の下、「学記」は古代の学校に関して以下のように述べる。

古の教ふる者は、家に塾有り、黨に庠有り、術に序有り、國に學有り。比年に學に入り、年を中てて考校す。一年に經を離ち志を辨ずるを視、三年に業を敬し羣を樂しむを視、五年に博く習ひ師を親しむを視、七年に學

を論じ友を取るを視る、之を小成と謂ふ。九年に類を知りて通達し、強立して反かず、之を大成と謂ふ。夫れ然る後に以て民を化し俗を易ふるに足り、近き者は説び服して、遠き者は之に懐つく。此れ大學の道なり。<sup>(24)</sup>

この記述によれば、古代には行政単位の階層に応じて、低い方から「塾」・「庠」・「序」・「學」という学校があった。「國に學有り」の「學」は國中の秀才が送られる、國都にある一種の高等教育機関だと考えられ、『荀子』の言う「大學」に相当する。國都の太学には毎年入学する者がおり、学生は入学一年後から隔年で学んだ知識や学ぶ態度などが審査され、七年目の審査を終えるのを学問の小成と言ひ、九年目の審査を終えるのを学問の大成と言つた。太学で学問を大成させた者であつてはじめて、十分に「民を化し俗を易ふる」ことができ、またその美俗に異國が心服して来朝するようになるのであり、「學記」はこれを「大學の道」とする。つまり高等教育を施す太学を、王者の第一の仕事である万民の教化に不可欠なものと位置づけているわけである。

「學」については、『礼記』王制にも重要な論述が見える。「天子之に教を命じて然る後に學を爲る、小學は公宮の南の左に在り、大學は郊に在り、天子に辟雍と曰ひ、諸侯に頓宮と曰ふ。<sup>(25)</sup>」とあるように、「王制」でも「學」は古代の王者が教化のため設立した学校とされるが、それは天子の命令により京師と諸侯の國都に建てられるもので、「小學」と「大學」とに分かれるとも考えられている。<sup>(26)</sup> また「學」で学ぶ者に関して、以下のように述べられている。

郷に命じて秀士を論じて、之を司徒に升すを、選士と曰ふ。司徒、選士の秀でたる者を論じて之を學に升すを、俊士と曰ふ。司徒に升さるる者は、郷に征せられず、學に升さるる者は、司徒に征せられざるを、造士と

曰ふ。樂正、四術を崇び、四教を立て、先王の詩書禮樂に順ひて士を造す。春秋は教ふるに禮樂を以てし、冬夏は教ふるに詩書を以てす。王の太子・王子・羣后の太子・卿大夫元士の適子・國の俊選皆造る。……大樂正、造士の秀でたる者を論じて以て王に告げて、諸を司馬に升すを、進士と曰ふ。司馬、論を辨じ材を官にし、進士の賢なる者を論じて以て王に告げて、其の論を定む。論定まりて然る後に之を官す、官に任じて然る後に之を爵す、位定まりて然る後に之を祿す。<sup>(27)</sup>

これによれば、郷から司徒に推挙された者——「選士」のうち、さらに司徒により選ばれた者——「俊士」が「學」へと送られる。「選士」と「俊士」はいずれも徭役が免除され、併せて「造士」と呼ばれる。「學」で教えられるのは「先王の詩書禮樂」で、「大藝」・「大道」であるから、「俊士」の入る「學」とは「小學」ではなく「大學」だと考えられる。<sup>(28)</sup> いずれにせよ、地方から選りすぐられた秀才だけでなく、王の太子や王子・卿大夫の嫡子といった貴族の子弟もそこで学ぶ。<sup>(29)</sup> 「學」へ入らなかつた「選士」も含め、地方から推挙された「造士」の中から、優れた人材は中央で用いられる。すなわち、大樂正により「造士」の評価が行われ、優れた者は王に報告された上で司馬に推挙され、「進士」となる。さらに司馬により「進士」の評価が行われ、「賢」とされた者は王に報告されて官吏として登用され、爵祿を得ることになる。

また、太学では天子も学ぶという思想も存在していた。「大戴礼記」保傳の引用する「学礼」という佚文（『漢書』賈誼伝所載の上奏文と『新書』保傳にもほぼ同じものが見える）の中に、「帝、太学に入り、師に承け道を問ふ。」<sup>(30)</sup> という記述がある。帝王も太学で先生に教えを受け、「道」<sup>(31)</sup> すなわち国家統治の原則を問うというのである。ただ、これは

太学で行われる、勸学のための一種の儀礼のようにも見える。

実際、いくつかの文献では太学における天子の儀礼に論及している。例えば、『礼記』祭義に「三老五更を大學に食ふときは、天子祖きて牲を割き、醬を執りて饋り、爵を執りて酌い、冕して干を摠る、諸侯の弟を教ふる所以なり。」<sup>(32)</sup>という記述がある(『礼記』楽記・『韓詩外伝』卷三・『史記』樂書などにも、テキストに多少の異同はあるもののほぼ同じ文章が存在する)。「三老」と「五更」は老人の代表であり、そうした長老を天子が太学で肩脱いで礼によつてもてなし、そうすることで年長者を敬う悌の徳を諸侯に教えるというのである。これによれば、太学は天子が長老をもてなす儀礼を行い、それによつて諸侯を教化する場所であり、「祭義」では更に「老窮遺れず、強は弱を犯さず、衆は寡を暴さず」という秩序がそこから生み出される空間として考えられている。<sup>(33)</sup>

天子が儀礼を通じて長幼の序を教える場所や空間、より直接的には建築物という太学観は、『呂氏春秋』尊師の「天子、太学に入り先聖を祭れば、則ち齒す。」<sup>(34)</sup>という記載にも見られる。天子が太学で古代の聖人を祭祀すれば、年齢の上下による秩序が実現するといふのであり、天子の儀礼を通じて教化が行われる空間という太学のイメージは、『礼記』祭義など上述の文献と共通していよう。この他、文帝期の賈山の言う太学も、こうしたイメージを受け継いでいると思われる。というのは、賈山は文帝に「明堂を定め、太学を造り、先王の道を修めん」ことを進言し、そうすれば「風行はれ俗成り、萬世の基定ま」と述べており(『漢書』賈鄠枚路伝)<sup>(35)</sup>、太学が政治・宗教儀礼の行われる明堂<sup>(36)</sup>と並列され、教化や秩序形成に関わる建築物とされているからである。

以上の検討より、一定の太学観が漢初に存在していたと考えられる。すなわち太学は、主に王侯や高官の子弟が

数年の間そこで学ぶ、京師や諸侯の国都にある高等教育機関で、学生を統治階級にふさわしい人物、つまり民衆の師表となるに足る人物に育てるのを目的とし、また時に天子が教化のため古代の聖人を祭ったり、長老をもてなしたりする儀礼の空間でもある、とイメージされていた。博士弟子制度は教化を担う人材を育てるものであるから、このような太学観と重なる部分があると言える。

ただ詳しく見れば、両者の間には無視できない違いがある。まず『礼記』学記に照らして言えば、博士弟子制度で博士弟子が学ぶのは一年だけなのに対し、太学は九年制とされ、また博士弟子制度で教えられるのは経書の知識だが、それは入学一年後の考査で試されるものに過ぎない。それから『礼記』王制に照らして言えば、博士弟子制度では京師でのみ教育が行われるのに対し、太学は諸侯の国都にも存在するとされ、また太学には地方から推挙された者以外に、王族や貴族の子弟が自動的に入学するとされるが、博士弟子制度では専ら推挙により博士弟子が選ばれる。それに「王制」にも地方出身の太学卒業生を官吏として登用するという思想はあるが、博士弟子制度のように卒業試験が官吏登用試験を兼ねているのではなく、登用は推挙によるとされる。そして『礼記』祭義に照らして言えば、儀礼の空間としての太学与博士弟子制度は、もちろん何の関連性もない。

こうして見てくると、民衆の教化という博士弟子制度の目的は古い太学観と一致しているが、その具体設計に関しては、地方の秀才を国都の学校で学ばせ、徭役を免除するというのが共通するものの、古い太学観とは大幅に異なっている。つまり公孫弘の答申した博士弟子制度は、古い太学観とは隔たりがあると判断するのが妥当だと思われる。

### 三、「賢良対策」の太学構想と博士弟子制度

博士弟子制度は董仲舒の「賢良対策」（以下「対策」と略称）に端を発すると、伝統的には考えられてきた。『漢書』にこのことが示唆されており、また「対策」に博士弟子制度と合致するように見える建議が存在するからである。しかし二十世紀に入り、博士弟子制度は董仲舒ではなく公孫弘の建議によって始まったとする見方が現れ、<sup>(37)</sup>日本の学界では優位を占めるに至っている。

ただ博士弟子制度と太学の結びつきという観点から言えば、武帝による「対策」の建議の採否はあまり重要ではなく、公孫弘の上奏文の内容と「対策」の太学構想との関わりが焦点となる。具体的には、博士弟子制度は「対策」の太学構想を反映しているのか、しているならばどの程度かといった問題であるが、公孫弘の上奏文と古い太学観の間に隔たりがある以上、博士弟子制度と太学の関連を考えるのに、この問題は極めて重要な意味をもつ。ここでは「対策」の太学構想を分析し、それを基礎にこの問題について考察してみたい。<sup>(38)</sup>

「対策」は三篇からなるが、「董仲舒伝」の配列に従って番号をつけて言えば、<sup>(39)</sup>「対策一」に古代の聖王が「大學を立て」たことを述べる部分、「対策二」に「太學を興」すことを建議する部分がある。「対策一」の太学に関する論述は、上述した『荀氏』大略の内容と大差ないものである。「対策一」で太学は教化を実施するための機構であり、その究極の目的は治世の実現だとされている。教化を祥瑞の出現といった天人感応の最重要ポイントとするのは「対策」に一貫する、特徴的かつ核心的主張であり、<sup>(40)</sup>太学はそうした思想との関連で取り上げられ、重んじられている。

しかし「対策一」は古代の聖王を例として教化の重要性を強調しているものであり、直接「大學を立て」るよう建議しているわけではなく、太学によってどのように教化を實行するのか、具体的な制度設計も全く示していない。

直接「太学を興」すよう建議され、太学構想が示されるのは「対策二」においてである。「対策二」に以下のようなものがある。

陛下は親しく藉田を耕して以て農の先と爲り、……然れども未だ獲る云らざるは、士素より厲まざるなり。夫れ素より士を養はずして賢を求めんと欲するは、譬へば猶ほ玉を琢らずして文采を求むるがごときなり。故に士を養ふの大なる者は、太学より大なるは莫し。太学は、賢士の關る所なり、教化の本原なり。今一郡一國の衆を以て、對、書に應ずる者亡きは、是れ王道往往にして絶ゆるなり。臣願はくは陛下太学を興し、明師を置き、以て天下の士を養ひ、數しば考問して以て其の材を盡くせば、則ち英俊宜しく得可し、と。今の郡守・縣令は、民の師帥、流を承けて化を宣かしむる所なり。故に師帥賢ならざれば、則ち主徳宣かれず、恩澤流れず。今吏既に下を教訓する亡く、或ひは主上の法を承け用ひず、……是を以て陰陽錯繆し、氣氣充塞し、羣生遂ぐる寡く、黎民未だ濟はれず、皆長吏明ならず、此に至らしむるなり。<sup>(4)</sup>

以上の内容は、努力しているのに得るものがなく、陰陽も乱れ生物が十分に育たないという武帝の制策の言葉に対し、太学を振興して教化を行う人材を育てれば、武帝の憂いは解消することを述べたものである。教化が陰陽の状態などを左右する天人感応の枢要で、教化には太学が必要だという認識は「対策一」と同じだが、ここではさらに太学の振興を建議するとともに、極めて簡潔にはあるが具体的な太学構想も示されている。董仲舒の見るところ、

陰陽が乱れるのは地方に経書の教えが行き届いていないからであり、その責任は教化を行うべき郡守や県令といった地方長官が、その任務を果していないからである。それゆえ太学を振興して「明師」が「天下の士」に経書を教えるようにし、数度の試験を課すことで「英俊」が得られ、彼らを登用して地方の教化を行えば、陰陽が乱れ生物が育たないという、武帝を悩ませる状況は解消されるというのである。

こうした「対策二」の太学構想は、上述したより古い太学観を継承していると見られる。太学で経書を教えるというのには『礼記』の「王制」と「学記」に言われているし、教える対象を「天下の士」とするのは地方から秀才を推挙させるという「王制」の記述に合い、「數しば考問」するのは隔年で考査を行うという「学記」の記述に合う。ただ、古い太学観では太学の主な学生として王族や貴族の子弟が想定されているのに対し、「対策二」では太学が良い領主を育てる場所ではなく、中央から派遣する官僚を養成する機構と位置づけられている。また「王制」の言うような何段階もの評定と推挙には触れておらず、地方の教化が急務だという認識から、そのための即戦力を教授と試験とによって育て用いる、よりシンプルなシステムが考えられている。そして天子の儀礼にも一切触れていない。「学記」と「王制」の内容を基礎としつつ、時代状況に適合した太学が構想されているのが見て取れよう。

このような董仲舒の太学構想が、古い太学観に比べ、上述した博士弟子制度の設計や目的とより合致しているのは、否定できない事実であろう。公孫弘の上奏文で提起された博士弟子制度がこの構想にもとづくことを、直接的に示す史料はない。ただ董仲舒の太学構想だけが元朔五年以前に提起された、博士弟子制度と符合する制度案であり、このことからだけでも、その構想が博士弟子制度の内容に影響した可能性を無視することはできない。その上、

董仲舒は漢朝が興って以来最高の春秋学者とされ、当時の全ての学者から尊敬を集める存在であり、また博士弟子制度ができた頃その官職は中大夫だったと見られ、大夫は専門家として国家の重要な問題を協議する公卿の議にも召集される役職であった。<sup>(44)</sup>つまり武帝の発議後の廷議には董仲舒が加わっていたはずで、そうだとすれば当時最高の知性の意見は大いに尊重されたと考えられる。以上の状況から、董仲舒の太学構想は博士弟子制度の内容に影響したと見るのが妥当ではないだろうか。

以上を要すれば、まず古い太学観があり、董仲舒がそれを基礎としつつより時代状況に適合した太学を構想し、さらにその構想を土台に博士弟子制度が設計された、ということである。博士弟子制度には董仲舒の太学構想が反映されているようである。しかし、このことは博士弟子制度が草創期から太学と結びついていたことを、直ちに意味するものではない。というのは、集議の結果でき上がったのは、董仲舒の意見にもとづきつつ既存の官制を拡充させた学制だったからである。すなわち、董仲舒の言う太学の「明師」を「舊官」の博士で代用し、もともと私的に弟子を取っていた博士に官選の弟子を与え試験を課して人材を育成することで、教化の行き届いた三代の盛世を再現しようというのであって、失われた古代の太学を復興しようというのではなかった。博士弟子制度は董仲舒の太学構想を下敷きに、既存の博士官を利用して人材を育成するという現実的な選択をした結果だと考えられ、それゆえ始まった当初は太学とは意識されず、秦朝の官制から引き継いだ旧来の博士制度の延長線上で理解されていた可能性が高いと言えよう。

#### 四、博士弟子制度と太学の結合

草創期の博士弟子制度と太学との結びつきを示す史料は存在せず、思想的に見ても、その制度は古い太学観に直接もついで設計されたものでも、董仲舒の太学構想をそのまま実現したものでもなかった。つまり博士弟子制度は草創期から太学と結びついていいたわけではないと考えられる。ここではそれらがいづ、どのように結びついたのか推定してみたい。

太学と博士が明確に結びつけられている最も早い事例は、『漢書』成帝紀所載の陽朔二年（紀元前三三年）九月の詔書に見える。成帝中期に発せられたこの詔書は、博士にすべき人材を推挙して、博士を充実させることを命じたもので、その前置きとして以下のように述べている。

古の太学を立つるは、將に以て先王の業を傳へ、化を天下に流さんとす。儒林の官は、四海の淵原なり、宜しく皆古今に明にして、故きを温ね新しきを知りて、國體を通達すべし、故に之を博士と謂ふ。<sup>(45)</sup>

ここでは太学が教化のため設立されたことが述べられ、また儒家の博士が教化を担当すると見なされている。この詔書は太学と博士が同時に現れる最も早い史料であり、そこでは直接には博士弟子制度に言及されていないが、内容からすれば、博士が教化を目的として博士弟子に経学を教えるというのは、成帝にとって当然の前提だったはずである。この詔書の外、『漢書』儒林伝にも「成帝末、或るひと孔子は布衣にして徒三千人を養ふ、今天子の太学は弟子少なしと言ふ、是に於て弟子員三千人に増す。<sup>(46)</sup>」とある。二つの史料は、太学と博士弟子制度を一揃いとする見

方が、成帝期には朝廷でかなりの支持を得ていたことを示していよう。

以上の史料のようにはっきりと博士と結びつけられてはいないが、結びつけられていると解釈するのが可能な太学の事例は、宣帝期の史料にも見える。まず、『漢書』宣帝紀所載の本始二年（紀元前七二年）五月の詔書で、「太學を建」てたことが武帝の功績とされている。それから『漢書』嚴朱吾丘主父徐嚴終王賈伝下中の「王褒伝」には、宣帝期に何武が王褒の作った詩を「太學の下で歌」ったとある。これらの太学が博士弟子制度に関連づけられているとするなら、博士弟子制度と一体の太学が、宣帝期までに存在していたことになる。しかし、二つの史料がそうした事実のあったことを示すものなのかは、慎重に考える必要がある。

まず本始二年五月の詔書であるが、この詔書には『漢書』眭両夏侯京翼李伝中の「夏侯勝伝」に収められた、別のバージョンが存在する。両者を並べてみよう。

朕眇身を以て祖宗を奉承し、夙夜に惟ひ念ず。孝武皇帝は躬づから仁義を履みて、明將を選び、服せざるを討ち、匈奴遠く遁れ、氏羌・昆明・南越を平らげ、百蠻風に郷かひ、塞を款きて來り享す。太學を建て、郊祀を修し、正朔を定め、音律を協ふ。泰山を封じ、宣房を塞ぎ、符瑞應じ、寶鼎出で、白麟獲られたり。功德茂盛にして、盡くは宣くること能はず、而して廟樂未だ稱はず、其れ議して奏せよ。（宣帝紀<sup>47</sup>）

朕眇身を以て遺徳を蒙り、聖業を承け、宗廟を奉じ、夙夜に惟ひ念ず。孝武皇帝は仁誼を躬づからし、威武を厲め、北のかた匈奴を征し、單于遠く遁れ、南のかた氏羌・昆明・甌駱兩越を平らげ、東のかた歳・貉・朝鮮を定む、地を廓め境を斥けて、郡縣を立て、百蠻率服して、塞を款きて自ら至り、珍貢宗廟に陳ぶ。音律を

協へ、樂歌を造り、上帝に薦め、太山を封じ、明堂を立て、正朔を改め、服色を易ふ。聖緒を明開して、賢を尊び功を顯らかにし、滅を興し絶を繼ぎ、周の後を褒む。天地の禮を備へ、道術の路を廣む。上天報況して、符瑞並び應じ、寶鼎出で、白麟獲られ、海鉅魚を效し、神人並び見れ、山萬歳を稱ふ。功德茂盛にして、盡くは宣くこと能はず、而して廟樂未だ稱はず、朕甚だ焉を悼む。其れ列侯・二千石・博士と議せよ。(夏侯勝伝)<sup>(48)</sup>

一見して明らかかなように、両者の内容は基本的に一致するが、前者は簡潔でより整っており、後者は冗長である。こうして比べてみれば、「宣帝紀」版が節略を受けたものであることはほぼ間違いないように思われる。より原本に近いと見られる「夏侯勝伝」版に「太學を建て」という文はなく、この文は本始二年五月の詔書が節略されるに当たって加えられたものだと考えられよう。そうだとすれば、その時期は前漢後期から後漢前期の期間である。太學と博士弟子制度を一揃いとする見方は成帝期には皇帝にまで受け入れられていたのだから、「宣帝紀」版に見える「太學を建て」という文は文字通りの内容を意味していないかもしれない。つまり節略が行われた当時、太學と博士弟子制度はすでに一揃いに見られており、節略の際、武帝による博士弟子制度の創始を表す内容を加えるのに、博士弟子制度と結びついた太學の觀念が無反省にそのまま用いられ、「太學を建て」と表現された可能性も十分にあり得る。「宣帝紀」版の「太學」は、太學と博士弟子制度が結びついて以降に加えられたものである。博士弟子制度を表現しているのかもしれない、それを根拠には武帝期に博士弟子制度と一体の太學という機構が設立され、宣帝期の時点でそれが存在していたと直ちに判断できないということである。

同じことは「王褒伝」の記載についても言える。同伝とほぼ同様の内容が『漢書』何武王嘉師丹伝の「何武伝」

にも見えるので、これらも並べてみよう。

是に於て益州の刺史王襄、風化を衆庶に宣かんと欲す、王襄に俊材有りと聞きて、請ひて與に相見え、襄をして中和・樂職・宣布の詩を作らしめ、好事の者を選びて鹿鳴の聲に依りて習ひて之を歌はしむ。時に汜郷侯何武、童子爲り、選ばれて歌中に在り。之を久しくして、武等長安に學ぶ、太學の下に歌ひ、轉じて上聞す。

宣帝、武等を召し見えて之を觀て、皆帛を賜ふ、謂ひて曰く、「此れ盛徳の事なり、吾何ぞ以て之に當たるに足らん」と。(王襄<sup>(49)</sup>傳)

而して益州の刺史王襄、辯士王褒をして漢徳を頌め、中和・樂職・宣布の詩三篇を作らしむ。武、年十四五、成都の楊覆衆等と共に之を習ひて歌ふ。是の時、宣帝、武帝の故事に循ひ、通達茂異の士を求む。武等を宣室に召し見ゆ。上曰く、「此れ盛徳の事なり、吾何ぞ以て之に當たるに足らんや」と。褒を以て待詔と爲し、武等を帛を賜はりて罷く。武、博士に詣りて業を受け、易を治む。射策甲科を以て郎と爲る。(何武<sup>(50)</sup>傳)

両者を総合すれば、およそ以下のような内容を表していよう。すなわち、益州刺史の王襄が王褒に漢朝の徳を讃える三篇の詩を作らせ、何武を含む未成年の男子にそれを歌うのを練習させた。後に何武は長安へ上つて博士弟子となり、易を学んだが、その期間に太學で王褒の詩を歌った。それが宣帝の聞くところとなり、召し出されて御前で歌うと、王褒は待詔とされ、何武には帛が与えられた。二つの史料を一見すれば分かるように、「太學」は「王褒傳」のみ見え、「何武傳」には見えないが、後者には関連する内容として、何武が博士弟子になり成績優秀で郎となつたとの説明がある。

注目されるのは「王褒伝」の「時に汜郷侯何武、童子爲り」という部分である。何武が汜郷侯になったのは成帝末期の綏和元年（紀元前八年）のことであり、右に引いた「太學」を含む「王褒伝」の記載は、確実にそれ以降に書かれたものとなる。王褒の事績がまとめられる際、後に侯に封じられた大物の何武が、未成年のころ王褒の詩を習い、博士弟子だった時期に長安でそれを歌って宣帝に召し出された逸話には、是非とも触れる必要があったのであろう。また成帝中期には博士弟子制度を太学と結びつける見方は、皇帝に受け入れられるほど広まっていた。こうした事情からすれば、「王褒伝」の「太學」を宣帝期の時点で太学という機構が存在した根拠とするのは躊躇せざるを得ない。というのは、王褒の伝記に博士弟子の時期の何武の逸話が挿入された際、その当時すでに博士弟子制度と結びついていた太学の觀念が無造作に用いられ、「太學の下に歌ふ」という一句が生まれた可能性が、かなりあると思われるからである。

つまるところ、博士弟子制度と結びついた太学は、成帝期の史料によりやく現れる。宣帝期の史料にも太学は現れるものの、それは太学と博士弟子制度が一揃いに見られるようになった後に加えられたものと疑われ、それゆえ宣帝期の史料は、博士弟子制度と一体の太学という機構が武帝期に建てられた、あるいは宣帝期に存在していた確かな証拠とは見なせない。こうした事情から推測されるのは、太学と博士弟子制度を一揃いとする見方は、元帝期から成帝期にかけて本格的に形成されたのではないかということである。周知のように、元帝期は漢家の制度が儒学の経説に照らして改革され始めた時期であり、改革は成帝期にも引き継がれた。中央の教育制度である博士弟子制度が、この時期に古代の聖王が設立したとされる太学に比擬され始めたのだとしても不思議はない。宣帝期に

続く元帝期の史料に太学は見えないが、博士弟子制度を太学と結びつけることがこの頃から次第に広まり、成帝中期に至って、そうした思想が詔書で言及されるまでになったのではないだろうか。

博士弟子制度が太学に比擬される場合、現存する史料による限り、二つの可能性があった。すなわち、『礼記』諸篇などに見える太学への比擬と、董仲舒の提起した太学への比擬である。どちらも参照されたであろうが、元成期に博士弟子制度を経書に見える太学に合わせて改革せよ、という声が上がっていないことは、当初は古い太学観よりも博士弟子制度に近い、董仲舒の太学構想への比擬が主流だったことを思わせる。そして元帝期から成帝期にかけては、劉向が董仲舒を「世の儒宗」とし、<sup>(51)</sup>また「王佐の材有り」としているように、朝廷で董仲舒が再評価され始めた時期でもあった。こうしたことから、博士弟子制度と太学とは、「學校の官」は董仲舒の対策に端を発するという『漢書』董仲舒伝の記述へと連なっていく、一種の神話的伝承の形成と密接に絡み合いつつ、結びついていったのだと考えられる。

## おわりに

以上、博士弟子制度と太学の結びつきに関して考察してきた。それをまとめれば以下のようなことになる。博士弟子制度と太学は一般に一揃いとされているが、草創期の博士弟子制度が太学と関連していることを示す史料はない。そこで思想的な視角から、武帝の詔書や公孫弘の上奏文より知られる博士弟子制度の目的や制度を、『礼記』諸篇などの古い太学観および董仲舒の太学構想と比べてみると、民衆の教化を目的とすることで一致する。制度設計に

ついでには、草創期の博士弟子制度は古い太学観とはかなり隔たっているが、董仲舒の太学構想とはより近い関係にあると言える。ただ博士弟子制度はその構想を完全に反映したものではなく、始まった当初から太学と意識されていた可能性は高くない。博士弟子制度と太学が結びつけられ、一揃いで考えられるようになったのは、元成期だったと推定される。つまりこの頃、博士弟子制度を具体的内容とした太学の出現する必要条件が整ったのである。

博士弟子の経歴を表すのに、後漢の人物はほぼ「太學に遊ぶ」、「太學に詣りて業を受く」などと言われるが、前漢の人物は「博士弟子と爲る」とか「博士に詣りて業を受く」とか言われるか、あるいは射策の結果などが言われ、太学という言葉は全く用いられない。このことから、博士弟子制度が太学という教育機構へと制度的に昇華したのが、高明士氏の指摘するように、王莽の学制整備によるものだったことが窺われる。古い太学観を時代状況に適合させた董仲舒の太学構想を土台にしつつも、本質的に既存の制度を拡張したもので、思想上は古代の太学とは結びついていなかった博士弟子制度が、儒学の興隆に伴い、改めて董仲舒の太学構想を媒介として古代の太学と結びつけられ、遂には太学という教育機構が出現するに至ったのである。それに伴い、建築物としての太学も造営されたはずである。その太学（王莽期に建設された辟雍も含む）で天子の儀礼も行われるようになり、建武五年（二九年）に光武帝が洛陽に太学を建設してから行われたそうした儀礼は、多く記録に残されている。<sup>(53)</sup>董仲舒の太学構想により近かった太学は、経書の古い太学観へと回帰するように整備されたわけである。

先学が論じているように、儒家思想が政治の場で主流化していくのに伴い、宗廟制や郊祀制などが儒家の経説を根拠として整備されていった。これまであまり注意されてこなかったが、博士弟子制度と太学の結びつきは、儒家

の経説にもとづいた太学という教育機構を出現させた要因であり、漢代における儒学興隆の歴史の中に位置づけられ得る事柄だということになるであらう。

## 註

- (1) 博士弟子制度の創始は、儒学独尊を象徴するものとして、伝統的にも重視されてきた事件であるが、所謂「儒教国教化」論争が起こった後も、しばしば漢代儒学史におけるその制度の重要さが再確認されている。富谷至「儒教の国教化」と「儒学の官学化」(『東洋史研究』第三七卷第四号、一九七九年)、一三三〜一四〇頁、西川利文「漢代の儒学と国家——武帝期「官学化」議論を中心に——」(『史学論集——佛教学部史学科創設三十周年記念——』、一九九九年)、一五一〜一六三頁、保科季子「図識・太学・經典——漢代「儒教国教化」論争に対する新たな視座——」(『中国史学』第一六卷、二〇〇六年)、一四八〜一五三頁などを参照。
- (2) 孝武初立、卓然罷黜百家、表章六經。……興太学、……號令文章、煥焉可述。
- (3) 及仲舒對册、推明孔氏、抑黜百家。立學校之官、州郡舉茂材孝廉、皆自仲舒發之。
- (4) 代表的な批判として、平井正士「董仲舒の賢良対策の年次に就いて」(『史潮』第一一年第二号、一九四一年)、一一〜一六頁、福井重雅「儒教成立史上の二三の問題——五経博士の設置と董仲舒の事蹟に関する疑義——」(『史学雑誌』第七六編第一号、一九六七年)、一八〜二三頁、戴君仁「漢武帝抑黜百家非発自董仲舒考」(『孔孟学报』第一期、一九六八年)、一七一〜一七八頁などが挙げられる。
- (5) 高明士「唐代東亜教育圈的形成——東亜世界形成史的一側面——」(国立編訳館、一九八四年)、七一〜七八頁を参照。
- (6) 『漢書』芸文志の「曲臺后倉九篇」に対して顔師古が引く晋灼の注に、「天子の射宮なり。西京に太学無し、此に於て禮を行ふなり。(天子射宮也。西京無太学、於此行禮也。)」とある。
- (7) 『漢書』王莽伝上は、王莽が元始四年に礼制や学制を整備したことを以下のように述べる。「是の歳、莽奏して明堂・辟雍・靈臺を起し、學者の爲めに舍を築くこと萬區、

市に常滿倉を作り、制度甚だ盛んなり。樂經を立て、博士の員を益す、經ごとに各五人あり。(是歲、莽奏起明堂・辟雍・靈臺、爲學者築舍萬區、作市常滿倉、制度甚盛。立樂經、益博士員、經各五人。)また『漢書』翟方進伝所載の、王莽が居摂二年(七年)に翟義の反乱に際して発した「大誥」には、元后の功績として「靈臺を建て、明堂を立て、辟雍を設け、太學を張り、中宗・高宗の號を尊ぶ。(建靈臺、立明堂、設辟雍、張太學、尊中宗・高宗之號。)」というのを挙げる。元始四年の王莽の施策と「大誥」に言われる元后の功績は対応していることから、「學者の爲めに舍を築いたことや「樂經を立て、博士の員を益」したことは、「太學を張」ったことだと認識されていることがわかる。つまり太學と博士、及びそれに伴う博士弟子制度が一揃いで考えられている。

(8) 平井正士「公孫弘上奏の功令について」(杏林大学医学部進学課程研究報告』第一卷、一九七四年)、七八〜六六頁、西川利文「漢代博士弟子制度について——公孫弘の上奏文解釈を中心として——」(『鷹陵史学』第一六号、一九九〇年)、四一〜六七頁、鷺尾祐子「前漢の任官登用と社会秩序——孝廉と博士弟子——」(立命館東洋史学会中国古代史論叢編集委員会編『中国古代史論叢』第五集、二〇〇八

年)、三三〜七二頁を参照。

(9) 制曰、蓋聞導民以禮、風之以樂。婚姻者、居屋之大倫也。今禮廢樂崩、朕甚愍焉。故許延天下方正博聞之士、咸登諸朝。其令禮官勸學講議、洽聞興禮、以爲天下先。太常議、與博士弟子崇鄉里之化、以廣賢材焉。

(10) 『史記』は「弟」に作るが、『漢書』にもとづいて「第」に改める。

(11) 謹與太常臧・博士平等議曰、聞三代之道、鄉里有教。夏曰校、殷曰序、周曰庠。其勸善也、顯之朝廷、其懲惡也、加之刑罰。故教化之行也、建首善自京師始、由內及外。今陛下昭至德、開大明、配天地、本人倫、勸學脩禮、崇化厲賢、以風四方、太平之原也。古者政教未洽、不備其禮、請因舊官而興焉。爲博士官置弟子五十人、復其身。太常擇民年十八已上、儀狀端正者、補博士弟子。郡國縣道邑有好文學、敬長上、肅政教、順鄉里、出入不悖所聞者、令相長丞上屬所二千石。二千石謹察可者、當與計偕詣太常、得受業如弟子。一歲皆輒試、能通一藝以上、補文學掌故缺。其高第可以爲郎中者、太常籍奏。即有秀才異等、輒以名聞。其不事學、若下材、及不能通一藝、輒罷之。而請諸不稱者罰。臣謹案詔書律令下者、明天人分際、通古今之義、文章爾雅、訓辭深厚、恩施甚美。小吏淺聞、不能究宣、無以明布諭下。

治禮次治掌故、以文學禮義爲官、遷留滯。請選擇其秩比二百石以上、及吏百石通一欵以上、補左右內史・大行卒史。比百石已下、補郡太守卒史、皆各二人、邊郡一人。先用誦多者。若不足、乃擇掌故補中二千石屬。文學掌故補郡屬、備員。請著功令。佗如律令。

(12) この点は平井正士氏により提起され、西川利文氏により論拠が補強されている。註(8) 平井氏前掲論文、七六〇頁、同註西川氏前掲論文、四八〇頁を参照。

(13) 註(8) 西川氏前掲論文、五〇〇頁を参照。

(14) 註(8) 西川氏前掲論文、四六〇頁を参照。

(15) 平井氏によれば、文學掌故は「文學」(この場合は儒字の經書)を治め、それを以て補せられる掌故——換言すれば新たに設けられた博士弟子員制出身の掌故」である。註(8) 平井氏前掲論文、七五頁を参照。

(16) 沈欽韓『漢書疏証』に「當に是れ兼ねて舉主を坐するなり。通考四十に云く、諸の稱はざる者は、太常の謬選、博士の教を失ひ、及び郡國の濫に以て賦に充つるを謂ふなり。(當是兼坐舉主也。通考四十云、諸不稱者、謂太常之謬選、博士之失教、及郡國之濫以充賦也。)」とある。

(17) 註(8) 鷺尾氏前掲論文、三九〇頁を参照。

(18) こうした事態は、黄老思想を信奉した竇太后の没後、

礼楽による万民の教化を目指す儒学が為政の指針としてより重んじられるようになった結果かもしれない。詔書から窺われるように、武帝は上からの勸学興礼を思い描いていたが、儒学の經書の素養をもつ人材を供給・登用する体制が未だ十分に整っていなかったため、勸学興礼を實行する人員が不足していた可能性があるように思われる。

(19) 註(8) 鷺尾氏前掲論文、五三〇頁を参照。

(20) 「七」はもと「十」に作るが、王先謙『荀子集解』の引く王念孫の説に従い「七」に改める。

(21) 立大學、設庠序、脩六禮、明七教、所以道之也。

(22) 不教無以理民性。

(23) 『淮南子』秦族訓も「民の性」を論じた後、「五帝三王」の統治について述べる中で、「大學を立てて之を教誨す(立大學而教誨之)」ることを「治の綱紀」の一環として挙げている。この「大學」も明らかに道德を教える機構を指す。

(24) 古之教者、家有塾、黨有庠、術有序、國有學。比年入學、中年考校。一年視離經辨志、三年視敬業樂羣、五年視博習親師、七年視論學取友、謂之小成。九年知類通達、強立而不反、謂之大成。夫然後足以化民易俗、近者說服、而遠者懷之、此大學之道也。

(25) 天子命之教然後爲學、小學在公宮南之左、大學在郊。

天子曰辟雍、諸侯曰頤宮。

(26) 『大戴礼記』保傅や『新書』容経、『太平御覧』の引く『尚書大伝』などでは、「小學」で初等の知識を学び、細かな礼節を身につけた後、「大學」でより重要な知識を学び、重大な礼節を身につけるとされている。「小學」と「大學」に入る年齢についても言及があるが、年齢の記述には食い違いがある。

(27) 命郷論秀士、升之司徒、曰選士。司徒論選士之秀者而升之學、曰俊士。升於司徒者、不征於郷、升於學者、不征於司徒、曰造士。樂正崇四術、立四教、順先王詩書禮樂以造士。春秋教以禮樂、冬夏教以詩書。王太子・王子・羣后之太子・卿大夫元士之適子・國之俊選皆造焉。……大樂正論造士之秀者以告于王、而升諸司馬、曰進士。司馬辨論官材、論進士之賢者以告於王、而定其論。論定然後官之、任官然後爵之、位定然後祿之。

(28) 太学で教わる内容に関して、『大戴礼記』保傅は「大藝を學ぶ(學大藝)と言ひ、『新書』容経は「大道を業とす(業大道焉)」と言ふ。

(29) 『大戴礼記』保傅は太子の教育に関する篇であり、そこで述べられる太学での教育対象は、太子が想定されているはずである。また『太平御覧』の引く『尚書大伝』には、

博士弟子制度と太学の結びつきに関する一考察 深川

公・卿・大夫・元士の嫡子が太学に入るとある。

(30) 帝入太学、承師問道。

(31) 「学礼」の後文には帝王が「理道」を会得するという内容があり、この「道」が「理道」だとわかる。「理」は「治」に通じ、『漢書』賈誼伝と『新書』保傅は「治道」に作る。

(32) 食三老五更於大學、天子袒而割牲、執醬而饋、執爵而酌、冕而摠干、所以教諸侯之弟也。

(33) 是故郷里有齒、而老窮不遺、強不犯弱、衆不暴寡、此由大學來者也。

(34) 天子入太学祭先聖則齒。

(35) 臣不勝大願、願少衰射獵、以夏歲二月、定明堂、造太学、修先王之道。風行俗成、萬世之基定、然後唯陛下所幸耳。

(36) 戦国諸子文獻や經典所載の明堂については、南澤良彦『中国明堂思想研究——王朝をささえるコスモロジー』(岩波書店、二〇一八年)、二二〜二八頁を参照。

(37) 陳東原『中国教育史』(商務印書館、一九三六年)、二〇〜二二頁、註(4) 平井氏前掲論文、一一一〜一二六頁などを参照。

(38) 「対策」は信頼性に疑問が提起されているが、基本的に

二八五

董仲舒の著作と見てよい。「対策」の信頼性については、深川真樹「董仲舒『賢良対策』の信頼性について」(『東洋学報』九五卷第一号、二〇一三年)、一―三三頁を参照。

(39) 平井正士氏が明らかにしたように、「董仲舒伝」における三篇の「対策」の配列は、それらが呈上された順序と一致するものではない。註(4)平井氏前掲論文、九八―一〇二頁を参照。

(40) この点に関しては、深川真樹「影響中国命運的答巻——董仲舒『賢良対策』与儒学的興盛」(万巻楼、二〇一八年)、八三―一二三頁を参照。

(41) 陛下親耕藉田以爲農先、……然而未云獲者、士素不厲也。夫不素養士而欲求賢、譬猶不琢玉而求文采也。故養士之大者、莫大虐太學。太學者、賢士之所關也、教化之本原也。今以一郡一國之衆、對亡應書者、是王道往往而絶也。

臣願陛下興太學、置明師、以養天下之士、數考問以盡其材、則英俊宜可得矣。今之郡守・縣令、民之師帥、所使承流而宣化也。故師帥不賢、則主德不宣、恩澤不流。今吏既亡教訓於下、或不承用主上之法、……是以陰陽錯繆、氛氣充塞、羣生寡遂、黎民未濟、皆長吏不明、使至於此也。

(42) 所謂「儒教国教化」に決定的な影響を及ぼしたのではないにせよ、董仲舒が生前から当代きっての大学者として

尊敬されていたことは、『史記』儒林列伝の以下の記述から明らかである。「董仲舒は、廣川の人なり。……進退容止、禮に非れば行はず、學士皆之を師とし尊ぶ。……故に漢興りて五世に間に至るまで、唯董仲舒を名づけて春秋に明かなりと爲す、其の傳は公羊氏なり。(董仲舒、廣川人也。……進退容止、非禮不行、學士皆師尊之。……故漢興至于五世之間、唯董仲舒名爲明於春秋、其傳公羊氏也。)」

(43) 『史記』儒林列伝によれば、董仲舒は建元六年(紀元前一三五)ごろすでに中大夫だったようであり、後に、公卿となった公孫弘に怨まれて膠西の相へと転任している。

『史記』平津侯主父列伝によれば、公孫弘は元朔三年(紀元前一二六年)に御史大夫に就任しているので、董仲舒が膠西の相となったのはそれ以降だが、『漢書』儒林伝に「丞相公孫弘、本公羊の學を爲す。……卒に董生を用ふ。(丞相公孫弘本爲公羊學。……卒用董生。)」とあることからすれば、公孫弘が董仲舒を左遷したのは丞相となり、一旦董仲舒を用いてからだと考えるのが自然である。『史記』漢興以来將相名臣年表によれば、公孫弘は元朔五年十一月乙丑に丞相となり、三年後の元狩二年(紀元前一二一年)に丞相在位のまま死去している。そして『漢書』武帝紀によれば、博士弟子制度が始まったのは元朔五年六月で、当時の年首は

十月であったから、つまり公孫弘が丞相となり間もないころである。以上より、博士弟子制度が始まった時、董仲舒はまだ中大夫だった可能性が高い。

(44) 永田英正「漢代の集議について」(『東方学報』第四三冊、一九七二年)、一一〇―一二六頁を参照。

(45) 古之立太學、將以傳先王之業、流化於天下也。儒林之官、四海淵原、宜皆明於古今、溫故知新、通達國體、故謂之博士。

(46) 成帝末、或言孔子布衣養徒三千人、今天子太學弟子少、於是增弟子員三千人。

(47) 朕以眇身奉承祖宗、夙夜惟念。孝武皇帝躬履仁義、選明將、討不服、匈奴遠遁、平氏・羌・昆明・南越、百蠻鄉風、款塞來享。建太學、修郊祀、定正朔、協音律。封泰山、塞宣房、符瑞應、寶鼎出、白麟獲。功德茂盛、不能盡宣、而廟樂未稱、其議奏。

(48) 朕以眇身蒙遺德、承聖業、奉宗廟、夙夜惟念。孝武皇帝躬仁誼、厲威武、北征匈奴、單于遠遁、南平氏羌・昆明・甌駘兩越、東定叢・貉・朝鮮、廓地斥境、立郡縣、百蠻率服、款塞自至、珍貢陳於宗廟。協音律、造樂歌、薦上帝、封泰山、立明堂、改正朔、易服色。明開聖緒、尊賢顯功、興滅繼絕、褒周之後。備天地之禮、廣道術之路。上天報況、

博士弟子制度と太学の結びつきに関する一考察 深川

符瑞並應、寶鼎出、白麟獲、海效鉅魚、神人並見、山稱萬歲。功德茂盛、不能盡宣、而廟樂未稱、朕甚悼焉。其與列侯・二千石・博士議。

(49) 於是益州刺史王襄欲宣風化於衆庶、聞王褒有俊材、請與相見、使褒作中和・樂職・宣布詩、選好事者令依鹿鳴之聲習而歌之。時汜鄉侯何武爲童子、選在歌中。久之、武等學長安、歌太學下、轉而上聞。宣帝召見武等觀之、皆賜帛、謂曰、「此盛德之事、吾何足以當之」。

(50) 而益州刺史王褒頌漢德、作中和・樂職・宣布詩三篇。武年十四五、與成都楊覆衆等共習歌之。是時、宣帝循武帝故事、求通達茂異士、召見武等於宣室。上曰、「此盛德之事、吾何足以當之哉」。以褒爲待詔、武等賜帛罷。武詣博士受業、治易。以射策甲科爲郎。

(51) 仲舒爲世儒宗、定議有益天下。(『漢書』楚元王伝)

(52) 董仲舒有王佐之材。(『漢書』董仲舒伝・贊)

(53) 高氏が漢魏における太学と辟雍での天子の儀礼を表にまとめている。註(5) 高氏前掲書、一〇八―一〇一頁を参照。

(中山大学哲学系特聘副研究員)

# THE TOYO GAKUHO

Vol. 101, No. 4 - March 2020

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT  
OF THE TOYO BUNKO)

The Integration of the Pupils of Academicians System and the Imperial  
Institute of Learning in Early Han China

FUKAGAWA Maki

The Pupils of Academicians (Boshi-Dizi 博士弟子) System, which was instituted in 124 BCE and the Imperial Institute of Learning (Taixue 太學), the highest seat of learning in ancient China dating back to the Zhou Dynasty, have been generally regarded as comprising one unified body. However, it remains uncertain whether the former was initially integrated with the latter, because neither of the documents relating to the establishment of the Boshi-Dizi System, Emperor Wu's (Wudi 武帝) imperial edict and Gongsun Hong's 公孫弘 petition, mention the Taixue, and *Records of the Grand Historian* (*Shiji* 史記), a contemporary work of historiography, contains no information indicating any such initial integration.

This article considers the integration of the two institutions mainly from the perspective of the history of thought, beginning with an attempt to confirm the plan and aim of the initial Boshi-Dizi System. Next the author compares them with ideas about the Taixue which existed since antiquity and shows a significant departure between the two. This is followed by the introduction of Dong Zhongshu's 董仲舒 concept of the Taixue, raising the possibility that although the Boshi-Dizi System adopted Dong's ideas in part, it was initially an attempt to expand the existing institutions.

Then the author turns to the subject of when and how the two institutions were eventually integrated, assuming integration occurred during the reigns of Emperors Yuan and Cheng (Yuandi 元帝 and Chengdi 成帝; 49–7 BCE), which were marked by institutional reform of the Han court along the lines of Confucian ideas. The author concludes by arguing that the integration

should occupy an important place in the history of the growth of Confucianism because of its primary role in the establishment a “new” Han Taixue grounded in the study of the Confucian classics.

Emperor Guangwu and Mystic Confucian Doctrine as Seen from  
the Political Situation of the Late Xin–Early Later Han Dynasty Eras

MIURA Yuki

Along with development of the study of the Confucian classics (*jingxue* 經學) during the Han Period, there also appeared a related strain of mystic doctrine (*chenwei* 讖緯), related to the power of the emperors. The research to date on the use of *chenwei*-related works has indicated the possibility that although the writings on divination (*tuchen* 圖讖) done at the time of the enthronement of Later Han Emperor Guangwu (Guangwudi 光武帝; r. 25–57 CE) had no ideational connection to either Confucius or the Confucian classics, by the time of the *fengshan* 封禪 festivals of heaven and earth at Mt. Taishan 泰山, such prophetic writing was being influenced by Confucian ideas. The present article follows this research in considering exactly how Emperor Guangwu came to deal with *chenwei* works in connection with Confucian thought.

To begin with, despite the fact that the theory that Confucius had written *chenwei* books to testify to the establishment and continued existence of the Han dynasty (Kong Qiu Mijing 孔丘秘經 Theory) had already appeared during the last years of the Xin Dynasty, the influence of Confucian *chenwei* thought was no widespread; and even after the uprising and enthronement of Emperor Guangwu, little interest was directed at the connection of *chenwei* to Confucianism. Rather, it was a time when the Emperor regarded *chenwei* as being effective in more concrete matters connected to rural life, the conquest of Hebei, etc.

It was not until around the 6th year of Jianwu Era (30 CE) that Gongsun Shu 公孫述, the independent warlord of the Sichuan region, began operations to incite people by spreading the word of Confucian *chenwei* throughout Zhongyuan 中原. Meanwhile, beginning in the previous year, Emperor